

議会答弁実録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 15 地域振興部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 1-(1)
答弁者： 20 地域振興部長

タイトル： 市町村合併に対する県民の感想について

問：

本県は、地方分権型社会の実現という理想を掲げて、全国のトップランナーとして市町村合併を進めてきたが、全国を見ると、まだまだ市町村合併が進んでいない県もあるし、道州制の見通しすらたっていない状況にある。

合併に伴う優遇策を得るため、限られた時間の中で、「まちづくり」について、十分に議論が尽くされないまま、急いで合併を推進し、得るものもあったでしょうが、地域の文化の継承など、失うものもたくさんあったのではないかと懸念している。

実際、広島県民自身が、今回の合併について、どのような感想をもっているかと把握しているのか、地域振興部長に伺う。

答：

本県におきましては、合併によりまして、市町の行財政基盤が拡大し、県からの権限移譲が進む中で、住民サービスや利便性の向上が図られ、市町の組織体制も少しずつ整備され、県民の評価もなされつつあると考えております。

また、合併市町は、厳しい財政状況の中にあって、行財政運営の効率化を図りながら、財政構造の健全化に努め、地域の自治活動の促進や新たなまちづくりに取り組まれ、将来にわたり、持続的な行政サービスの提供と地域の活性化が図られるよう、懸命に努力をしておられます。

こうした取組の積み重ねによりまして、住民の皆様の理解の理解がすすむものと考えております。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 15 地域振興部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 1-(2)
答弁者： 20 地域振興部長

タイトル： 市町村合併を推進した目的について

問：

行政というものも、所詮、人間がやることだから、うまくいくことも、失敗することもあるだろう。大切なのは、失敗から学び、これを速やかに改善するというのが、県民サービスの向上につながるものとする。

なぜ、県はこの市町村合併を、全国に先駆けて推進してきたのか、また、私は、ここで一度、県が実施してきた市町村合併のやり方が間違っていなかったか検証すべきであると考えているが、その点について、地域振興部長に伺う。

答：

合併は、分権改革により、地方が自立するための、分権社会の実現に向けたスタートであります。

本県では、こうした理念のもと、分権改革に、いち早く取り組み、分権社会の担い手となる基礎自治体を構築するため、合併を推進し、権限移譲にも積極的に取り組んでおります。

こうした観点から、各市町とも、厳しい財政状況の中ではございますが、県からの権限移譲を受けながら、住民に身近な総合的な行政主体としての基盤づくりに、懸命の努力をなされております。

しかしながら、こうした各市町の取組は、長期にわたりますので、ご指摘のとおり、適宜、各市町の実情について検証しながら、支援・協力を行って参ります。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 12 政策企画部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 1-(3)
答弁者： 01 知事

タイトル： 分権改革後の社会について

問：

地方分権型社会の実現という国の号令の下で、本県は市町村合併や権限移譲を進めてきたが、その先にある肝心の道州制は、本当に行われるのか、まったくシナリオが見えてこないではないか。

地方分権改革推進委員会における各省庁からの国の出先機関の見直しについては、ゼロ回答であったようだが、このような中央省庁の抵抗は、容易に予想できたのではないか。

果たして県の見通しが甘いのか、それとも国にだまされているのか。

県は、声高に市町村合併の推進と行財政改革を叫ぶものの、果たしてその実はどこにあるのか。

県民の理解を得られているとは、到底、思うことができないのである。

そもそも、この分権改革とは、一体誰のために行っているのか。

県民は、知事が操縦する、行き先の分からない「分権改革号」という列車に乗せられているが、その終着駅で待っている社会は、どのようなものなのか、具体的に県民の目に浮かぶような形で、知事の説明をお願いするに伺う。

答：

地方分権改革は、地方自治の本旨に基づき、住民福祉の向上ということをも、まず第一に置き、住民の方々が期待されるサービスをできるだけ良質な形で、効率的に提供できる地方自治のシステムを作り上げていくことであると認識をいたしております。

こうした観点に立ちますと、分権改革に当たって貫くべき理念は、地方自治の充実ということであり、その地方自治のサービスの受け手は住民の方々、一人ひとりでございますので、まずは、住民の視点に立った改革を進めていくことが重要であると考えております。

このようなことを前提といたしまして、現在、市町村合併により、規模や能力が拡大した基礎自治体が、住民に身近なサービスを、自主的かつ総合的に提供していけますよう県から基礎自治体への積極的な権限移譲を進めているところでございます。

今後は、更に、これまでの中央省庁主導の縦割りで画一的な行政サービスを 地域主導、ひいては住民主導の個性豊かで総合的な行政サービスに変えていくため、中央省庁から地方への権限や税財源の移譲を是非とも進めていかなければならないと考えております。

その上で、国と地方を通じた新たな枠組みを、現在の、中央集権型の行政システムから、多様化する地域需要に柔軟に対応できる地方分権型の行政システムへと、完全に転換していかなければならないと考えており、その究極の姿が、自治的な道州制であると考えております。

こうしたシステムを構築していくことによりまして、まず、国は、内政に関する役割を大幅に地方に委ね、外交や防衛など、国際社会における国家としての存立に関する事務等に、自らの役割を純化していくこととなります。

一方で、より住民に近い基礎自治体は、県民生活に密接に関わる福祉や教育など、広域自治体は、広域的な社会資本整備や産業・雇用などの内政面における事務などを、地域の実情に応じ、自主的かつ総合的に展開していくことが可能になるものと考えております。

これにより、最終的に、住民参画のもとで、多様なニーズに適切に対応できる、個性と活力にあふれた、住民に温かい地域社会の実現を目指して参りたいと考えております。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 15 地域振興部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 2-(1)
答弁者： 20 地域振興部長

タイトル： 「自治基本条例」について

問：

平成12年の地方分権一括法の施行を契機に、地方自治体により広い裁量権が認められると共に、自己責任の自覚が求められる中、北海道ニセコ町で制定された「まちづくり基本条例」を皮切りに、現在、140余りの自治体において、「自治基本条例」なるものが制定されている。

本県においても、三次市と神石高原町において、類似の条例が制定されている。

県政や市政などに住民の声を反映させることは、当然必要なことであり、首長や議員はそのために選挙で選ばれるのである。

ところが、自治体によっては、住民に関する定義が曖昧なため、国法を逸脱する形で、様々な権利を認めているものがあり、例えば、「住民投票」である。

これは一種の「直接民主制」であり、様々な問題を有していると私は考える。

住民投票を制度化している自治体、例えば神奈川県大和市の自治基本条例においては、

- 16歳以上の住民や、
- 市内で働くものの住居を有してない者
- 憲法でいう主権在民の対象ではない外国人

など、その自治体において、法律上参政権のない者に対して、投票資格を与えているものがある。

これは明らかに、自治体の枠組みそのものを破壊しかねない問題をはらんでおり、まことに危険な条例であると思わざるを得ない。

また、身近なものでは、神石高原町の「人と自然が輝くまちづくり条例」においても、「住民自治組織」の曖昧な定義やその取扱いに、問題が多々見受けられる。

自治体運営の枠組みである条例は、あくまで「法律の範囲内」で制定されるべきものと考えてるが、住民の定義及び本県の「自治基本条例」に対する認識について、地域振興部長に伺う。

答：

まず、住民の定義でございますが、これは、地方自治法第10条におきまして、「市町村の区域内に住所を有するものは、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と規定され、自然人と法人を含み、国籍の如何を問わないこととされております。

次に、「自治基本条例」につきましては、近年の地方分権の取組の中で、地方自治体が、住民参加や独自のまちづくりを進めていくために、その理念や仕組みなどを定めるもので、これまでいくつかの自治体で制定されております。

こうした自治基本条例は、各自治体の判断により制定されるものでありますが、法令に違反しない限りにおいて、選挙により選ばれた長と議会による、意思や政策決定を基本としながら、制定されるのが適切であると考えております。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 21 県民生活部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 2-(2)
答弁者： 25 県民生活部長

タイトル： 「男女共同参画基本計画」の改定について

問：

去る平成17年12月に、国の男女共同参画基本計画が改定された。

この基本計画の改定に当たっては、「社会的性別」、いわゆる「ジェンダー」という概念の問題性を踏まえ、その定義についての誤解の解消に努め、曲解や恣意的運用・解釈が行われないよう、分かりやすい広報・啓発を行うことが、明確に位置付けられた。

平成18年には、千葉縣市川市においても、ジェンダーフリーの考え方に基づく、従来の男女平等基本条例を抜本改正し、「家庭尊重の理念」に基づく男女共同参画推進条例が可決されている。

この市川市の条例には、男女共同参画社会の定義を、『男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合って、個性と能力を最大限に発揮する社会』と定義しており、また、基本理念では、『男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊重を重んじる社会』と明確に定めている。

本県では、平成14年に男女共同参画推進条例が施行され、まもなく6年経とうとしている。

平成18年3月に、本県も「男女共同参画基本計画」の改定を行ったが、改定に当たって、このような国の対応を、具体的にどのように反映したのか、県民生活部長に伺う。

答：

県が目指す男女共同参画社会は、国の法律や基本計画を踏まえたものであり、「男女が、互いの違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野で共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会」でございます。

また、その社会においても、男性と女性には、性の違いは厳然としてあるものと考えております。

こうしたことから、平成18年3月に策定した第2次基本計画においては、目指すべき社会の方向について、誤解や混乱が生じる懸念のある表現は一部見直しを行っております。

引き続き、こうした考え方の下で、取組を進めて参ります。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 25 福祉保健部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 2-(3)-ア
答弁者： 30 福祉保健部長

タイトル： 「こどもの権利条例」の問題について

問：

「こどもの権利条例」は、平成12年に川崎市が当該条例を制定して以来、各地で類似の条例が、次々と制定されている。

本県では中四国地方ではじめて、広島市が平成20年度中の条例制定に向けて、「広島市子どもの権利に関する条例について意見を聴く会」などを、既に開催している。

子どもが「自分らしく生きる権利」を定めようとするこの条例は、一見、特に問題なさそうに思えるが、実は、家庭や学校における教育の荒廃を助長したり、あるいは崩壊を招く危険性がある条例でもある。

地方自治体が定める「子どもの権利条例」では、子どもの権利を大人と同様の権利として扱い、しかも、無条件で保障している。

しかしながら、我が国の法体系の中では、子どもは保護される立場にあり、断じて大人と対等な権利を行使する主体ではない。

もし、子どもの自己決定権を尊重し、強制や規制、押しつけが禁じられたら、家の手伝いをさせたり、早寝早起きをしつけたり、食べ物の好き嫌いを矯正したりすることは、子どもの人格を否定し、自己決定権の侵害に当たるということになり、しつけや教育は一切、成り立たなくなる。

実際、条例が定められた自治体の、とある公立小学校では、授業中に立ち歩きやおしゃべりをした児童に対して指導を行った教師が、「人権侵害」と認定され、保護者への謝罪を強いられたという。

また、国連の児童の権利委員会に、日本の高校生が派遣され、日本では子どもの権利が保障されていないと訴えたことがある。

そのとき、どのような事実があるのか問いただされたところ、「学校で制服を着ることを強制されている」と高校生が答えると、驚かれ、「制服さえもない子どもたちが世界にはたくさんいる」と一蹴されたとのことであった。

このような間違った「権利」を教え、思想を持たせるような「子どもの権利条例」は、本県が今まで着実に進めてきた教育改革を真っ向から否定するものとなり、是正指導以前の教育体制に逆戻りさせるものである。

そこで、広島市において、中四国地方ではどこにも制定されていない、この危険な条例が制定されようとしている今、この「子どもの権利条例」に対する問題について、県及び教育委員会の認識を、それぞれ伺う。

答：

子どもの人権を尊重することは、社会の責務でございます。県では、広島の次代を担う子どもが、心身ともに健やかに育ち、一人ひとりの良さや可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりを進めてきているところでございます。

とりわけ、重大な人権侵害である児童虐待については、児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンの実施など、積極的な取組を進めておりますが、その一方で、子どもが多様な人間関係を通して社会規範を身に付ける機会が減少するなどの問題も生じております。

こうした課題を社会全体で受け止め、親をはじめ大人が自らの責任においてより良い社会づくりに努めるとともに、子どもの人格の尊重と健全な育成の重要性を自覚し、子どもを守り育てることが、子どもの最善の利益につながるものと認識をいたしております。

御指摘の「子どもの権利条例」につきましては、様々な議論があるものと承知をいたしておりますが、県といたしましては、まずは、只今申しあげましたような認識のもとで、各種の取組を進めていくことが重要と考えております。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 50 教育委員会

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 2-(3)-7
答弁者： 65 教育長

タイトル： 「子どもの権利条例」の問題について
問：

「子どもの権利条例」は、平成12年に川崎市が当該条例を制定して以来、各地で類似の条例が、次々と制定されている。

本県では中四国地方ではじめて、広島市が平成20年度中の条例制定に向けて、「広島市子どもの権利に関する条例について意見を聴く会」などを、既に開催している。

子どもが「自分らしく生きる権利」を定めようとするこの条例は、一見、特に問題なさそうに思えるが、実は、家庭や学校における教育の荒廃を助長したり、あるいは崩壊を招く危険性がある条例でもある。

地方自治体が定める「子どもの権利条例」では、子どもの権利を大人と同様の権利として扱い、しかも、無条件で保障している。

しかしながら、我が国の法体系の中では、子どもは保護される立場にあり、断じて大人と対等な権利を行使する主体ではない。

もし、子どもの自己決定権を尊重し、強制や規制、押しつけが禁じられたら、家の手伝いをさせたり、早寝早起きをしつめたり、食べ物の好き嫌いを矯正したりすることは、子どもの人格を否定し、自己決定権の侵害に当たるということになり、しつけや教育は一切、成り立たなくなる。

実際、条例が定められた自治体の、とある公立小学校では、授業中に立ち歩きやおしゃべりをした児童に対して指導を行った教師が、「人権侵害」と認定され、保護者への謝罪を強いられたという。

また、国連の児童の権利委員会に、日本の高校生が派遣され、日本では子どもの権利が保障されていないと訴えたことがある。

そのとき、どのような事実があるのか問いただされたところ、「学校で制服を着ることを強制されている」と高校生が答えると、驚かれ、「制服さえもない子どもたちが世界にはたくさんいる」と一蹴されたとのことであった。

このような間違った「権利」を教え、思想を持たせるような「子どもの権利条例」は、本県が今まで着実に進めてきた教育改革を真っ向から否定するものとなり、是正指導以前の教育体制に逆戻りさせるものである。

そこで、広島市において、中四国地方ではどこにも制定されていない、この危険な条例が制定されようとしている今、この「子どもの権利条例」に対する問題について、県及び教育委員会の認識を、それぞれ伺う。

答：

本県では平成10年、当時の文部省の指導を受け、教育の中立性と公開性を明確にし、是正指導の徹底を図り、それ以前には極めて不十分であった道徳教育の推進に力を入れるとともに、知・徳・体の基礎基本の徹底を図るなど、教育改革を推進してきたところでございます。

学校教育において、お互いの人権を尊重する精神を育むことは大切であります。成長期にある児童生徒にとっては、社会の一員としての自覚と規範意識を培うことが重要であり、問題行動に対する毅然とした指導は、必要不可欠であると考えております。

広島市が検討中の条例につきましては、その内容が明らかになっておりませんので言及できませんが、教育委員会といたしましては、引き続き、是正指導を徹底させるとともに教育改革を推進することにより、知・徳・体のバランスのとれた基礎・基本の徹底を図り、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成に主体的に参画する社会人を育成して参ります。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順：
担当部局： 25 福祉保健部， 50 教育委員会

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 2-(3)-イ
答弁者： 01 知事

タイトル： 子どもの健全育成について

問：

「子どもの権利」の理論は、戦争や貧困で家庭が崩壊し、医療や教育が受けられないばかりか、親が子どもを売ったり、売春させたりする状況の中で、子どもを守るために考えられたものである。

我が国が、発展途上国や戦乱の巷にある国々と同じような「子どもの権利」を、強調しなければいけない状況にあるとは思えないのである。

私は、子どもの健全育成を目指すのであれば、健全な家庭づくりへの支援や大人の子育てへの意識改革に取り組むべきであると考えているが、知事の認識を伺う。

答：

子どもの健全育成にとって、温かい家庭は、子どもの心を豊かに育む根本であり、家族のふれあいや親子の対話を増やし、愛情を持って子どものしつけや健康づくりに努め、ゆとりを持って子どもの成長を見守ることが必要でございます。

このため、

- ・毎月第3日曜日を「家庭の日」とした、家族の対話やふれあいを促進する取組への支援
- ・「あいさつ・声かけ運動」の推進などによる、家族・地域の絆を強める県民意識の醸成
- ・小児科医やNPO等と連携した「親育ち」の応援や「家庭教育手帳」の配布による家庭教育への支援に、取り組んできたところでございます。

さらに、来年度は、教育委員会におきまして、親の役割や責任を自覚し、自信を持って子育てに取り組むことができますよう、「家庭教育応援プロジェクト事業」を実施することといたしております。

今後とも、これらの事業を積極的に推進することにより、子どもと子育て家庭を県民一人ひとりが支える社会づくりに取り組んで参ります。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 50 教育委員会

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 3
答弁者： 65 教育長

タイトル： 改正教育基本法について

問：

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正された。

以前の教育基本法は、旧文部省がGHQの影響下で強要されて作成されたものであり、「愛国心」や「宗教的情操教育の涵養」など、「伝統的価値観」が否定された内容となっていた。

そのため、これまで「個人の尊厳」、「人格の完成」を期すという抽象的項目となっていた教育の目的は、今回の改正により、「公共の精神」や「伝統の尊重」、「国や郷土を愛する態度」という価値観に基づく教育を推進することとなっている。

また、伝統を重んじ、国と郷土を愛し、道徳を身につけ、公のために尽くす国民を育成するという「目標」達成ができるよう、学習指導要領が書き換えられ、教科書も変わる事となる。

本県では、平成10年に当時の文部省からは正指導を受け、学習指導要領に沿った授業内容となるよう、努力してきたところである。

その努力の成果は、全国学力・学習状況調査の結果をはじめとし、大学進学率の向上など、誰もが認めるところである。

また、本県では、全国に先駆けて教育委員会の中に「道徳教育係」を設置した。

そこで、国や郷土を愛する心の育成などについて、これまでどのような取組を行い、また、今回の法改正を踏まえ、どのように授業へ反映するつもりなのか、教育長に伺う。

答：

学校では、社会科や道徳の授業において、郷土や我が国の発展に尽くした先人の働きや、我が国の文化遺産と伝統芸能について調べたり体験したりする学習などをとおして、我が国の歴史や伝統文化に対する理解と愛情をはぐくんでいるところでございます。

このたび公表された学習指導要領案におきましては、改正教育基本法の目標を踏まえ、各教科や道徳において我が国と郷土を愛する態度を養うための指導を一層充実するよう示されております。

今後告示される学習指導要領につきまして、全小・中学校の管理職と教務主任を対象にした研修の実施などにより、全教職員に趣旨や内容を周知・徹底し、我が国と郷土を愛する態度をはぐくむ教育を、さらに推進して参りたいと考えております。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 05 午前1番
担当部局： 12 政策企画部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 4-(1)
答弁者： 17 政策企画部長

タイトル： ビジョンが目指す人間像について

問：

本年3月に「広島県人づくりビジョン」が策定される予定である。

このビジョンが策定されるまでの経過であるが、まず、平成18年度には、広島県総合計画「元気挑戦プラン」の新たな柱に位置付けられた「人づくり」を推進するため、「人づくり懇話会」が設置され、平成19年3月、知事に対して「提言」が提出された。

また、今年度は、この人づくり懇話会での提言の理念を継承し、助言等を受けるための「広島県人づくり委員会」のほか、関係団体や市町との意見交換会が開催されている。

2年間もの歳月と労力をかけて策定される今回のビジョンだが、このビジョンは、端的に言えば、どのような人間像を目指すビジョンなのか、政策企画部長に伺う。

答：

現在取りまとめを進めております人づくりビジョンは、広島県総合計画「元気挑戦プラン」に掲げる、「活力と安心、希望のある『元気な広島県』の実現」のために、本県の明日を拓く人づくりを目指して策定しているものでございます。

グローバル化の進展や、少子高齢・人口減少社会の到来、核家族化など、社会が大きく変化する中において、未来へ向けて魅力ある元気な広島県を築いていくためには、夢と希望を持ち、互いに力を合わせて地域の可能性を拓いていく活力ある人づくりが求められております。

このため、人づくりビジョンにおきましては、個人として自立し、互いに支え合い、社会の一員としての役割を意識して、自ら考え行動できる人づくりを目指すこととしております。

同時に、活力ある人が育ち活躍できる基盤といたしまして、それぞれの豊かな個性や能力・可能性を活かすことのできる「人を活かす社会づくり」を目指しております。

このような、「活力ある人づくり」と「人を活かす社会づくり」によりまして、「国内外から人材が集まる 魅力ある元気な広島県」を実現して参りたいと考えております。

議 会 答 弁 実 録

会期： 平成20年2月 予算特別委員会
日程： 2008/03/14
発言順： 15 午後1番
担当部局： 12 政策企画部

会派： 05 自民
質問者： 石橋 良三
質問番号： 4-(2)
答弁者： 17 政策企画部長

タイトル： ビジョンの進行管理について

問：

来年度、本県では組織改編が行われるが、このビジョンを作成した「政策企画部」は、今の「地域振興部」と統合されて、新たな組織へと移管されることとなっている。

4月から、このビジョンに沿って、具体的な事業が展開されると思うが、一体、これから誰が責任をもって、どのように、このビジョンの進行管理を行っていくつもりなのか、政策企画部長に伺う。

答：

人づくりビジョンの策定に当たりましては知事を本部長といたします策定本部を設置し、各部局が連携した全庁的な体制のもとで、取り組んで参りました。

今後、このビジョンの推進に当たりましては、県行政だけではなく、市町、教育機関、県民・家庭、地域・NPO、企業など、社会全体で力を合わせて取り組む必要があると考えております。

このため、新年度におきましても、庁内の緊密な連携のもとで、多様な分野において全県的な取組に発展していけるよう、全庁を挙げた推進体制の整備を図って参りたいと考えております。

また、来年度には、元気挑戦プランの次期実施計画を策定することとしており、その中で、ビジョンに掲げております施策の具体化に、全力を挙げて取り組んで参ります。